

# 公取近畿だより



令和2年3月号(第128号)

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 (TEL 06-6941-2173)

[https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html)

## 今月のトピックス

### **★新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について(2月27日)**

衛生用品の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道を受け、当該事業者が所属する関係業界団体に対し、独占禁止法違反を未然に防止する観点から、今後、同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました。

### **★楽天(株)に対する緊急停止命令の申立てについて(2月28日)**

楽天(株)による「楽天市場」における「送料無料」の施策について、同社に対する緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行いました。

公正取引委員会の動き（報道発表）

（令和元年2月1日～令和2年2月29日）

番号	月日	発表資料名	
1	2月3日	令和元年度『官庁 Watching』職場見学・意見交換 事前予約の御案内	中国支所
2	2月3日	奈良県北葛城郡における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	近畿中国四国事務所
3	2月3日	兵庫県及び同県所在の市町村等向け入札談合等関与行為防止法等研修会の開催について	近畿中国四国事務所
4	2月5日	広島県大竹市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	中国支所
5	2月10日	京都市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	近畿中国四国事務所
6	2月10日	愛知県みよし市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	中部事務所
7	2月12日	福岡県久留米市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	九州事務所
8	2月14日	北海道深川市における有識者との懇談会の開催について	北海道事務所
9	2月14日	株式会社レリアンに対する勧告について	下請取引調査室
10	2月19日	松山市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	四国支所
11	2月19日	横浜市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	官房総務課
12	2月20日	奈良市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	近畿中国四国事務所
13	2月27日	水戸市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について	官房総務課
14 ★	2月27日	新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について	取引企画課
15 ★	2月28日	楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てについて	審査局第二審査

※ ★を付した報道発表以外の内容については、下記リンク先からご覧ください。

リンク先 → 2月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/feb/index.html>

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き  
合わせ販売に係る要請について

令和2年2月27日  
公正取引委員会

今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の衛生用品の供給不足を背景に、マスク等の衛生用品の販売を行う一部の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道がありました。

公正取引委員会は、当該事業者が所属する関係業界団体に対して、商品の供給が不足しており、当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法（抱き合わせ販売等）につながるおそれがあることから、今後、同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
	電話 03-3581-3371（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

## 楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てについて

令和2年2月28日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、独占禁止法第70条の4第1項の規定に基づき、次のとおり、楽天株式会社（以下「楽天」という。）に対する緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行った。

### 1 被申立人

法人番号	9010701020592
名称	楽天株式会社
所在地	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
代表者	代表取締役 三木谷 浩史

### 2 申立ての趣旨

「楽天は、本件について公正取引委員会の排除措置命令があるまで、楽天が運営するオンラインモール『楽天市場』において、別紙記載の1回の合計の注文金額が税込み3,980円以上（沖縄、離島等宛ては税込み9,800円以上）の場合に商品の販売価格とともに『送料無料』と表示する施策など、出店事業者が一律に別途送料を収受し得ないこととなる施策を実施してはならない」との決定を求める。

### 3 申立ての理由

楽天による別紙記載の「共通の送料込みライン」の導入は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を変更しているものであって、独占禁止法第2条第9項第5号ハに該当し、独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第二審査

電話 03-3581-3384（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

また、令和2年3月18日から楽天が「共通の送料込みライン」を実施することになれば、相当数の出店事業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害し、自由な競争基盤に悪影響を及ぼす状況が続くことになるとともに、当該出店事業者とその競争者との競争に重大な悪影響を及ぼすなど、公正かつ自由な競争秩序が著しく侵害されることとなり、排除措置命令を待っている間は、侵害された公正かつ自由な競争秩序が回復し難い状況に陥ることになるため、「共通の送料込みライン」の実施を一時停止することについて、独占禁止法第70条の4第1項に規定する緊急の必要があると認められる。

楽天が制定する「送料設定に関するガイドライン」に記載された、以下の取引に該当する場合には、楽天市場におけるシステム上で自動的に判別して商品の販売価格とともに「送料無料」と表示する「共通の送料込みライン」と称する施策。

対象注文	原則として、単品、又は1つの店舗に対する1回の合計の注文金額が3,980円（税込み）以上の注文（クーポン及びポイント利用前の注文価格）。ただし、沖縄、離島等が宛先の場合は、単品又は合計の注文金額が9,800円（税込み）以上の注文。
対象宛先	日本国内全域
対象配送方法	原則として、宅配便、小型宅配便、コンビニ受取、ロッカー受取、郵便局受取、店頭受取、メール便、追跡可能メール便。ただし、クール便、「160サイズ」を超える宅配便及び20キログラムを超える宅配便を除く。
対象商品	原則として、全品目。ただし、商品及び出荷方法の性質上他の商品と同梱が困難な商品（ケース単位で販売される商品、メーカー直送品等）、酒税法が定める「酒類」の定義に該当する商品、発送元が沖縄、離島等に該当する商品並びに著作物の再销售价格維持制度の対象となる商品については除外することができる。
その他の条件	適用対象となる注文について、追加送料を徴収すること及び地域別に異なる送料を徴収する目的で、価格を変えて同一商品を複数登録することはできない。

## 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 【定義】

第二条（略）

②～⑧（略）

⑨ この法律において「不正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四（略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ・ロ（略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六（略）

#### 【不正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

#### 【緊急停止命令】

第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の実務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができる。

② 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

#### 【供託による緊急停止命令の執行免除】

第七十条の五 前条第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）を供託して、その執行を免れることができる。

② 前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を

没取することができる。

③ 前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

#### 〔東京地方裁判所の専属管轄〕

第八十五条 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

一 (略)

二 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

#### 〔緊急停止命令違反に対する過料〕

第九十八条 第七十条の四第一項の規定による裁判に違反したものは、三十万円以下の過料に処する。



## ○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

### 1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



#### 【お問い合わせ先】

総務課 田部（たべ）、岩淵（いわぶち）  
電話：06-6941-2173  
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

### 2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、令和元年度以降に実施される経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ先】

総務課 堤（つみ）  
電話：06-6941-2174

### 3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→[https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo\\_2/dokkin/index.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html)

#### 【お問い合わせ先】

総務課 前川（まかわ）、田部（たべ）  
電話：06-6941-2173  
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

#### 4 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法、消費税転嫁対策特別措置法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うもので、平成30年度は、近畿地区において、この移動相談会を4府県8か所で開催しました。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。

##### 【お問い合わせ先】

##### ●優越的地位の濫用規制・下請法関係

下請課 奥居（オキ）

電話：06-6941-2176

##### ●消費税転嫁対策特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカニ）

電話：06-6941-2205

#### 5 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

##### 【お問い合わせ先】

##### ●独占禁止法関係 総務課 堤（ツミ）

電話：06-6941-2173

##### ●下請法関係 下請課 奥居（オキ）

電話：06-6941-2176

##### ●消費税特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカニ）

電話：06-6941-2205

#### 6 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

##### 【お問い合わせ先】

取引課 赤土（アカツチ）、吉岡（ヨシカ）

電話：06-6941-2175

## ○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっさん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室
⑭ 消費税転嫁・表示カルテルの届出	消費税転嫁対策調査室

## ○ 公正取引委員会メールマガジン・SNS等

公正取引委員会では、公正取引委員会の活動状況に関する情報を積極的に御提供させていただくために、毎週1回、「公正取引委員会メールマガジン」を配信させていただいております。御希望の方は、公正取引委員会ホームページの「報道発表・広報活動」に設けてあります公正取引委員会メールマガジンより御登録をお願いします。<https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/index.html>

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 田部（タベ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp